

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

富田林市長

市町村名 (市町村コード)	富田林市 (27214)
地域名 (地域内農業集落名)	佐備地区 (上佐備・中佐備・下佐備・中山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 8月17日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【現状】 当地区は約121haの農地面積を有し、その内、圃場整備された農地は34haである。 主に水稻、なす、きゅうりが盛んに生産されており、かつてはミカンの生産も盛んであったが、現在は減少している。 70歳以上の従事者が51%を占めており、地域全体で高齢化が進んでいるほか、後継者の確保についても難航している。 中山地区における農地では千早赤阪村の村民が所有している農地が多くあり、その中には進入が出来ず耕作を行うことが出来ない農地も見られる。 東条地区土地改良区内ではため池を水源としており、降雨量の減少やポンプやパイプ等の設備の老朽化により、農業に必要な水量の確保が難しくなっているほか、泥が混入する等、水質の悪化も見られる。</p> <p>【課題】 ・地域全体の従事者の高齢化が深刻であり、新規就農者の確保・育成や外部からの受け入れ。 ・新規就農者や外部から受け入れた就農者が耕作を行う土地の貸し借りをを行うにあたり、進入困難等により耕作が行われていない農地の利用のための農道や水路、水道の整備。 ・今後の佐備地区での農業の維持のため、水路や、水源を確保するためのポンプやパイプの修繕、砂防ダムの浚渫、水質の改善等のハード面の整備。 ・農家の収入だけではハード整備にかかる費用の捻出が困難である事。</p> <p>【地域の基礎的データ(R02農林業センサスより)】 上佐備:基幹的従事者数:12人(うち50歳未満1人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)なし、従業員等0人、主な作物:水稻、なす、トマト、きゅうり、はくさい、温州みかん、 中佐備:基幹的従事者数:15人(うち50歳未満0人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)なし、従業員等0人、主な作物:水稻、なす、トマト、きゅうり、はくさい、だいこん、温州みかん、 下佐備:基幹的従事者数:25人(うち50歳未満3人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)なし、従業員等0人、主な作物:水稻、なす、きゅうり、 中山:基幹的従事者数:6人(うち50歳未満0人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)なし、従業員等0人、主な作物:水稻、だいこん、はくさい、キャベツ、</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

新規就農者の育成や外部からの受け入れを積極的に行い、ハード面の整備を進めることで耕作継続が困難になった土地を担い手に集積し、可能な限り現在の水稻栽培を中心とした営農形態を維持する。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	121.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	89.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

東条地区土地改良区の農地及び水稻栽培を中心に集団化された農地を農業上の利用が行われる地域とする。
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>農用地のハード面の整備を実施し、新規就農者の育成や、農用地中間管理機構等を利用した外部の従事者の受け入れを行い、農地中間管理機構を通して土地の貸し借りをを行い集約化する。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>農地の貸し借りは、原則として農地中間管理機構を通して行う。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>ハード面の整備を行わなくては農地の借り手も見つからないと思われるため、進入困難な農地も含め、農道や水路、水道等の整備を行っていく。 費用捻出のための情報収集を行っていく。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>耕作が継続困難である農地について、外部の新たな担い手の参入を進める。 地域の要望をまとめ、それに合致した補助事業等の支援を行う。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>今後、耕作者がいない農地について、農作業委託の活用を検討していく。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				